

出雲市上下水道料金等審議会の答申について

1 下水道使用料改定の理由、背景

- 令和元年度から公共下水道事業等を公営企業化し、**企業会計へ移行**
- 企業会計移行 2 年後の令和 3 年度から経営戦略の改定に着手
⇒企業会計化し、長期の経営見通しが可能となり、企業会計移行 2 年目の令和 2 年度決算ベースで検討を開始

○検討結果 『**運転資金となる内部留保資金が、令和 10 年度に枯渇**』

【内部留保資金の枯渇要因】

3、4 ページ

・収入面

- 1 下水道使用料収入の大きな伸びは期待できず、長期的には減少
- 2 企業債償還の進捗に伴い、一般会計繰入金も同様に減少
- 3 世代間の負担を平準する企業債（資本費平準化債）が急激に減少

・支出面

- 1 企業債償還は令和 4 年度の 56 億円をピークに 10 年程度高止まり
- 2 令和 8 年度まで公共下水道の拡張継続（令和 9 年度以降は部分実施）
- 3 令和 9 年度以降は、施設更新が主

◎特に、**資本費平準化債の急激な減少が経営を圧迫**

⇒企業債償還が進み、借入可能額が減少し、令和 14 年度には借入不可に

○令和 4 年度に『**下水道事業経営戦略**』を改定

3、5 ページ

⇒内部留保資金を確保していくため、**下水道使用料を 23%引き上げる想定で改定。**

【経営戦略の要点】“**拡張から維持更新の時代への過渡期の 10 年戦略**”

- ・ 30 年先を見通して改定
- ・ 企業債償還が大幅に進捗（起債残高 R4 約 613 億円⇒R14 約 369 億円）
- ・ 企業債償還の進捗に並行し、一般会計繰入金、資本費平準化債が大きく減少
- ・ 令和 8 年度までは拡張整備、令和 9 年度以降は更新事業が主となる
- ・ 下水道使用料の改定（23%）を見込み収入を確保
- ・ 長期予測では、令和 18 年度まで厳しい状況が続くが、以後は回復し下水道経営は、比較的安定する（拡張から維持更新時代へ）

*資本費平準化債について

下水道事業は、昭和後期から合併後の現在まで、公共下水道、農業集落排水、漁業集落排水などの各制度を活用し、一気に整備を進めてきました。下水道は、管路を深く埋設し、処理場なども先行的に整備する必要があり、多額の事業費が必要であるため、その財源は国の補助金と企業債で賄ってきました。この償還は、自治体にとって大きな負担となり、その対策として制度化されたのが**資本費平準化債**です。（現在の制度は昭和 61 年に創設）

資本費平準化債は、その名のとおり、資本費（償還金）を世代間で平準化する企業債です。下水道施設の減価償却期間は 50 年であるのに対し、**企業債の償還期間は 30 年と、20 年の差**があることから、償還している 30 年間の使用者にだけ負担を負わせるのではなく、資本費平準化債を借り入れることで負担を緩和し、残りの 20 年の世代にも公平に負担してもらおうという制度です。

算定ルールは 12 ページ

2 答申の概要

6 ～ 11 ページ

【審議経過】

当初、経営戦略に基づき 23%の改定が必要との説明をしましたが、その後、令和 3 年度決算が確定したことから、上方修正し、**20%改定**で経営可能との説明を行いました。

↓

主な委員意見

「20%の値上げ幅は大きい」

「一般家庭（20 m³使用）で 4,000 円/月を超えるのはいかなものか」

「コロナ禍、物価高騰下においてはもっと改定率を抑えるべき」

「長期的には経営が改善する。一時借り入れで改定率を抑制できないか」

↓

最も厳しい令和 16、17 年度で計 5 億円を借り入れることで 18%に抑える案を提示（同時に 17%では内部留保資金の枯渇が生じる旨も説明）

↓

18%で意見は一致されましたが、「**激変緩和のために段階的に引き上げできないか**」との提案があり検討された結果、答申において、「**配慮を求める**」との附帯意見を付されたところです。

出雲市下水道事業の経営戦略（令和4年6月改定）

黄色の網掛けは下水道使用料を改定しない場合

投資・財政計画（収支計画）

単位:千円(税抜)														
		決算	予算	予算	経営戦略の計画期間									
収益的収支		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
①	事業収益【経営戦略】	6,507,046	6,318,470	6,233,270	6,193,069	6,456,709	6,522,265	6,515,286	6,497,583	6,442,292	6,391,597	6,322,251	6,246,093	6,206,233
	事業収益【改定なし】	6,507,046	6,318,470	6,233,270	6,193,069	6,056,998	6,039,532	6,029,434	6,010,845	5,955,208	5,904,172	5,834,488	5,757,916	5,717,628
②	下水道使用料【経営戦略】	2,055,736	2,065,000	2,087,000	2,072,221	※1 2,485,160	2,581,570	2,598,255	2,602,991	2,604,840	2,606,658	2,608,475	2,610,682	2,612,974
	下水道使用料【改定なし】	2,055,736	2,065,000	2,087,000	2,072,221	2,085,449	2,098,837	2,112,403	2,116,253	2,117,756	2,119,233	2,120,712	2,122,505	2,124,369
③	他会計負担金	973,681	934,062	865,310	809,655	670,280	651,267	639,582	621,507	590,504	569,002	541,804	507,751	474,167
④	長期前受金戻入	3,288,632	3,306,310	3,267,862	3,298,104	3,288,180	3,276,339	3,264,360	3,259,996	3,233,859	3,202,848	3,158,883	3,114,571	3,106,003
⑤	その他	188,997	13,098	13,098	13,089	13,089	13,089	13,089	13,089	13,089	13,089	13,089	13,089	13,089
⑥	事業費用	6,004,791	6,109,900	6,041,300	5,980,810	5,934,645	5,903,438	5,861,724	5,828,098	5,758,782	5,699,904	5,621,057	5,551,040	5,491,576
⑦	維持管理費	1,516,347	1,632,697	1,633,500	1,625,589	1,631,416	1,645,987	1,640,499	1,657,340	1,654,733	1,653,973	1,647,963	1,643,721	1,638,173
⑧	支払利息	858,295	796,852	717,388	659,647	602,427	550,768	505,015	463,055	418,566	377,308	338,701	303,151	270,827
⑩	その他	176,257	185,968	192,412	182,438	181,431	176,242	175,974	151,490	137,883	135,731	123,932	118,020	105,819
⑪	減価償却費	3,453,892	3,494,383	3,498,000	3,513,136	3,519,371	3,530,441	3,540,236	3,556,213	3,547,600	3,532,892	3,510,461	3,486,148	3,476,757
⑫	差引(純利益)【経営戦略】	502,255	208,570	191,970	212,259	522,064	618,827	653,562	669,485	683,510	691,693	701,194	695,053	714,657
	差引(純利益)【改定なし】	502,255	208,570	191,970	212,259	122,353	136,094	167,710	182,747	196,426	204,268	213,431	206,876	226,052

単位: 千円(税込)														
資本的収支		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度	令和14年度
⑬	収入	6,865,473	7,061,502	6,785,200	6,572,829	6,463,107	6,188,088	5,992,219	4,353,210	3,864,742	3,634,757	3,143,970	2,726,981	2,372,273
⑭	企業債	3,256,500	3,371,400	3,135,000	3,007,200	2,928,900	2,763,400	2,618,400	1,552,000	1,292,200	1,143,200	859,600	603,300	496,500
⑮	下水道事業債	1,791,500	1,833,300	1,516,800	1,470,600	1,452,600	1,455,800	1,478,600	584,100	588,300	597,400	546,800	525,900	496,500
⑯	資本費平準化債 ※2	1,465,000	1,538,100	1,618,200	1,536,600	1,476,300	1,307,600	1,139,800	967,900	703,900	545,800	312,800	77,400	0
⑰	国県補助金	739,905	718,752	663,700	667,900	670,400	648,250	677,250	194,300	176,125	214,775	170,900	204,520	189,000
⑱	他会計負担金	2,755,775	2,786,212	2,815,516	2,785,729	2,751,807	2,664,438	2,584,569	2,494,910	2,336,917	2,222,282	2,067,470	1,876,161	1,648,773
⑲	その他	113,293	185,138	170,984	112,000	112,000	112,000	112,000	112,000	59,500	54,500	46,000	43,000	38,000
⑳	支出	7,566,705	7,706,074	7,162,000	7,025,911	6,978,218	6,851,161	6,784,231	5,211,963	4,984,020	4,930,715	4,596,611	4,332,371	3,940,775
㉑	建設改良費	2,860,371	2,928,472	2,298,904	2,233,300	2,228,200	2,217,300	2,270,600	※3 816,900	818,050	904,850	806,400	835,340	803,800
㉒	企業債償還金	4,706,334	4,777,602	4,863,096	4,792,611	4,750,018	4,633,861	4,513,631	4,395,063	4,165,970	4,025,865	3,790,211	3,497,031	3,136,975
㉓	差引(収支不足額)	▲ 701,232	▲ 644,572	▲ 376,800	▲ 453,082	▲ 515,111	▲ 663,073	▲ 792,012	▲ 858,753	▲ 1,119,278	▲ 1,295,958	▲ 1,452,641	▲ 1,605,390	▲ 1,568,502
㉔	建設改良分	▲ 404,773	▲ 366,582	▲ 116,220	▲ 140,100	▲ 141,600	▲ 141,750	▲ 130,950	▲ 43,200	▲ 95,325	▲ 124,875	▲ 107,000	▲ 111,220	▲ 114,100
㉕	企業債償還分	▲ 296,459	▲ 277,990	▲ 260,580	▲ 312,982	▲ 373,511	▲ 521,323	▲ 661,062	▲ 815,553	▲ 1,023,953	▲ 1,171,083	▲ 1,345,641	▲ 1,494,170	▲ 1,454,402

㉖	内部留保資金残高【経営戦略】	641,061	620,985	885,273	1,061,419	1,501,037	1,911,375	2,254,128	2,434,250	2,385,500	2,192,447	1,864,796	1,400,885	989,776
	内部留保資金残高【改定なし】	641,061	620,985	885,273	1,061,419	1,093,026	1,012,331	860,932	531,470	※4 ▲ 27,210	▲ 730,534	▲ 1,568,794	▲ 2,543,728	▲ 3,466,288

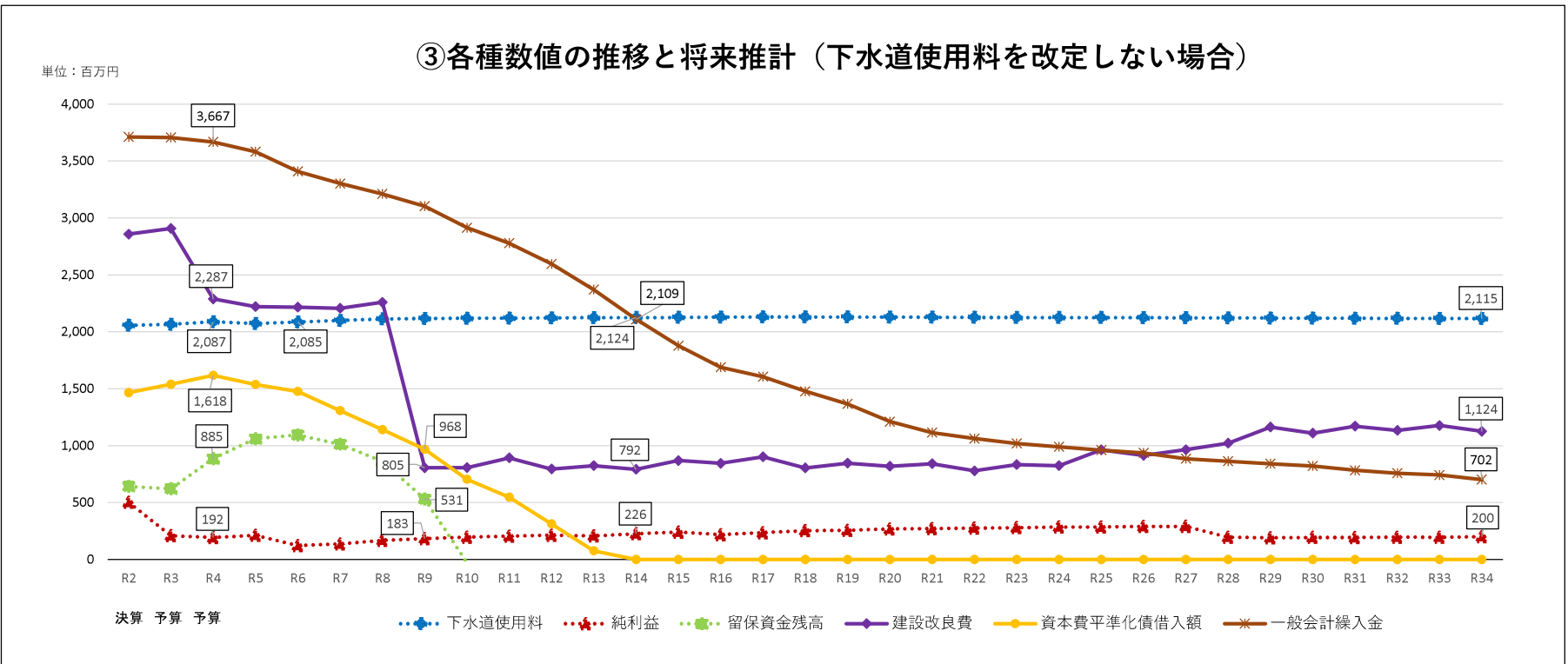
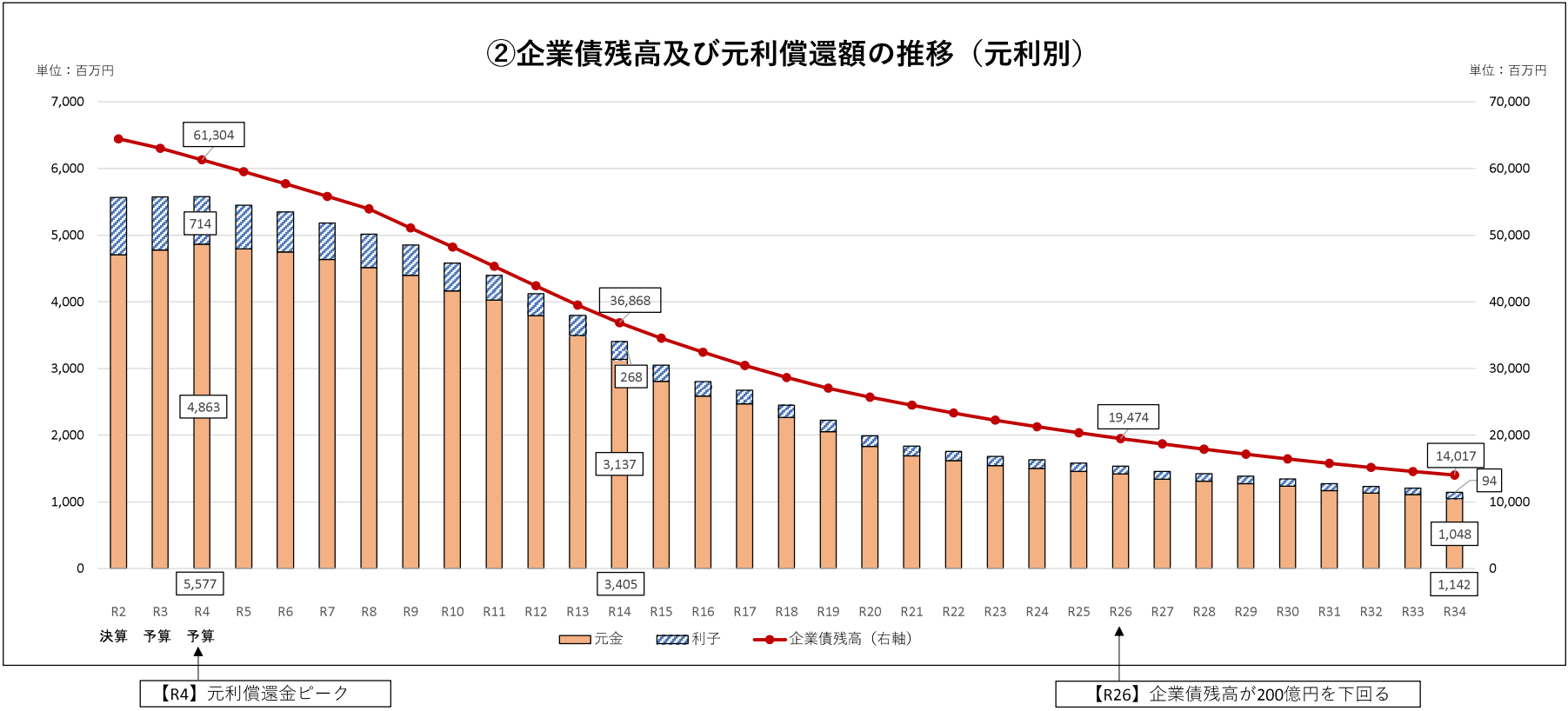
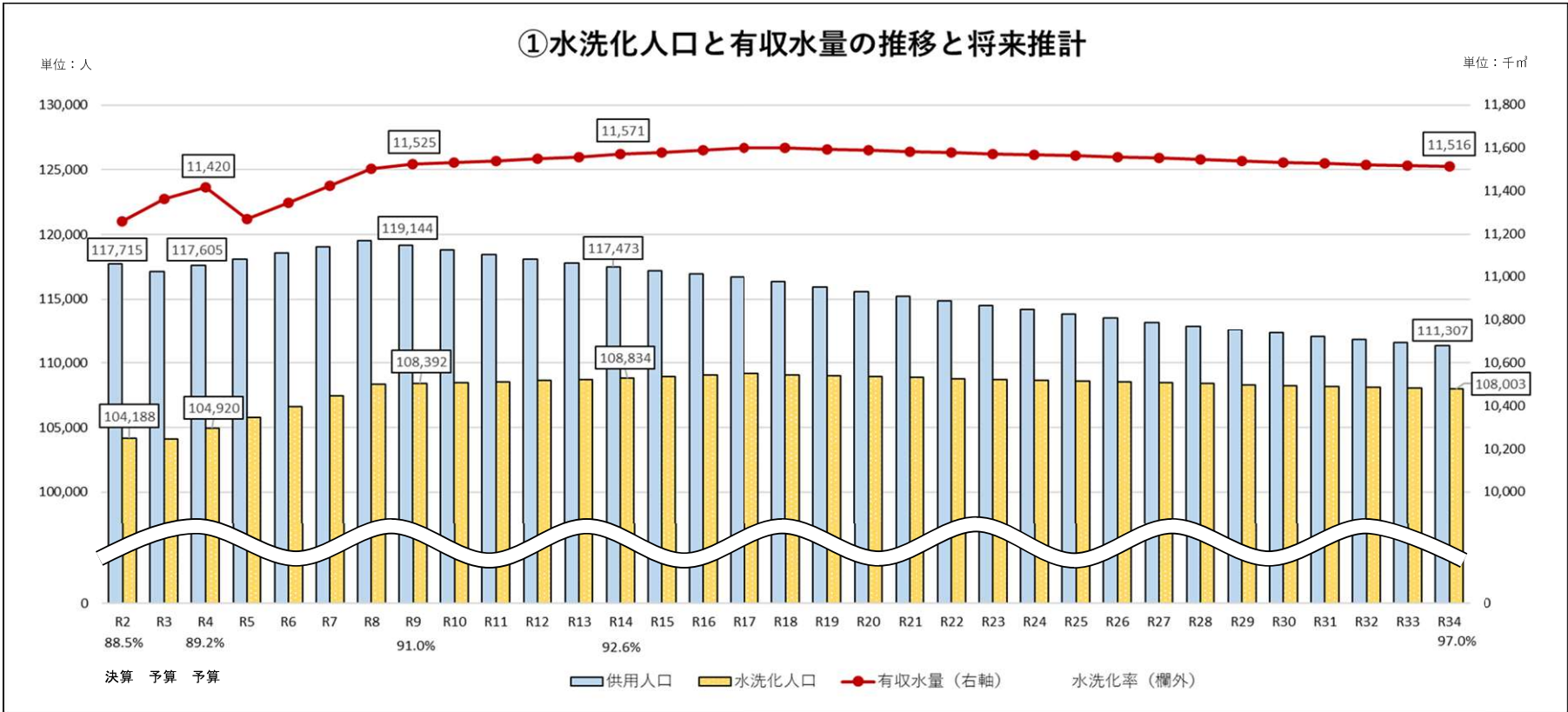
※1 下水道使用料を改定しない場合は、使用料収入の大きな伸びは期待できない。経営戦略では、令和6年度から下水道使用料を増収（23%）させるシミュレーションとした。

※2 世代間の利用者負担を平準化する企業債（資本費平準化債）は、令和14年度には新規借入ができなくなる見込みである。

※3 令和8年度までは公共下水道の整備を継続し、令和9年度以降は更新事業が主となる。

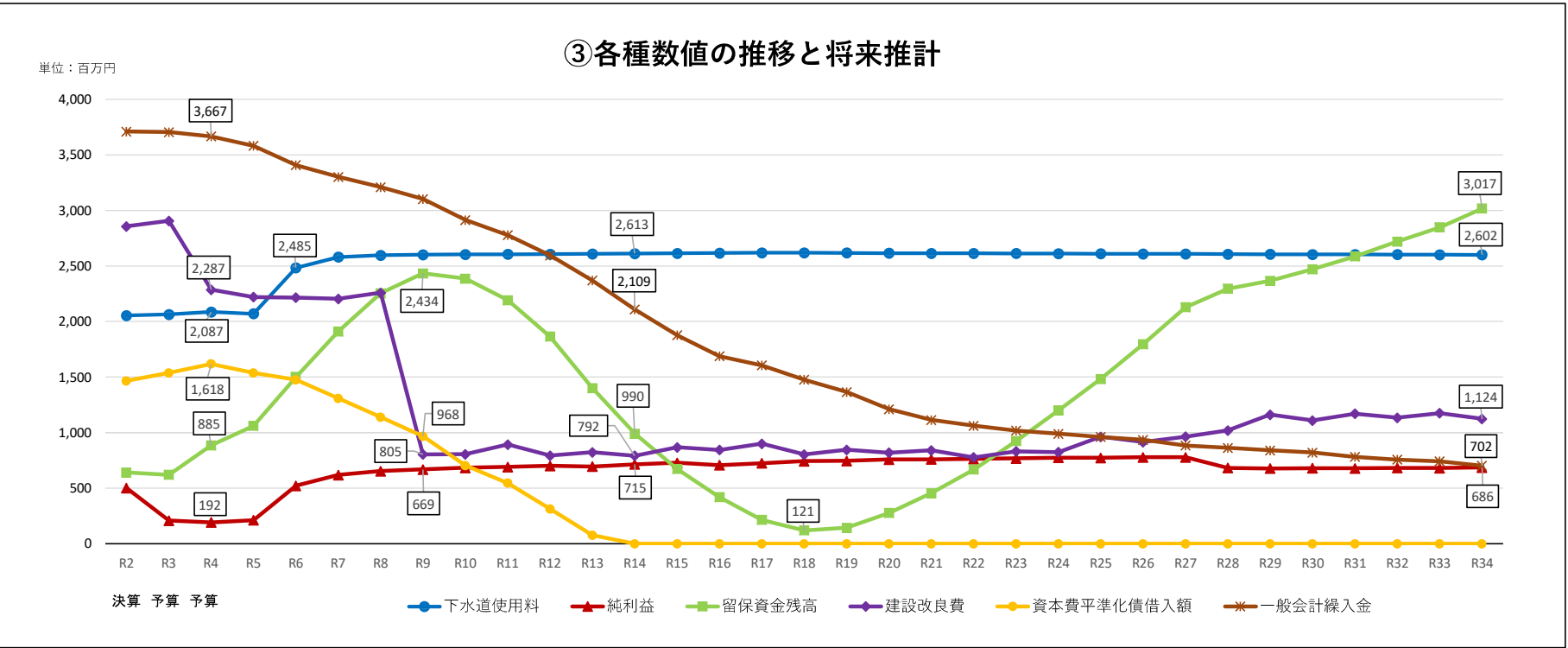
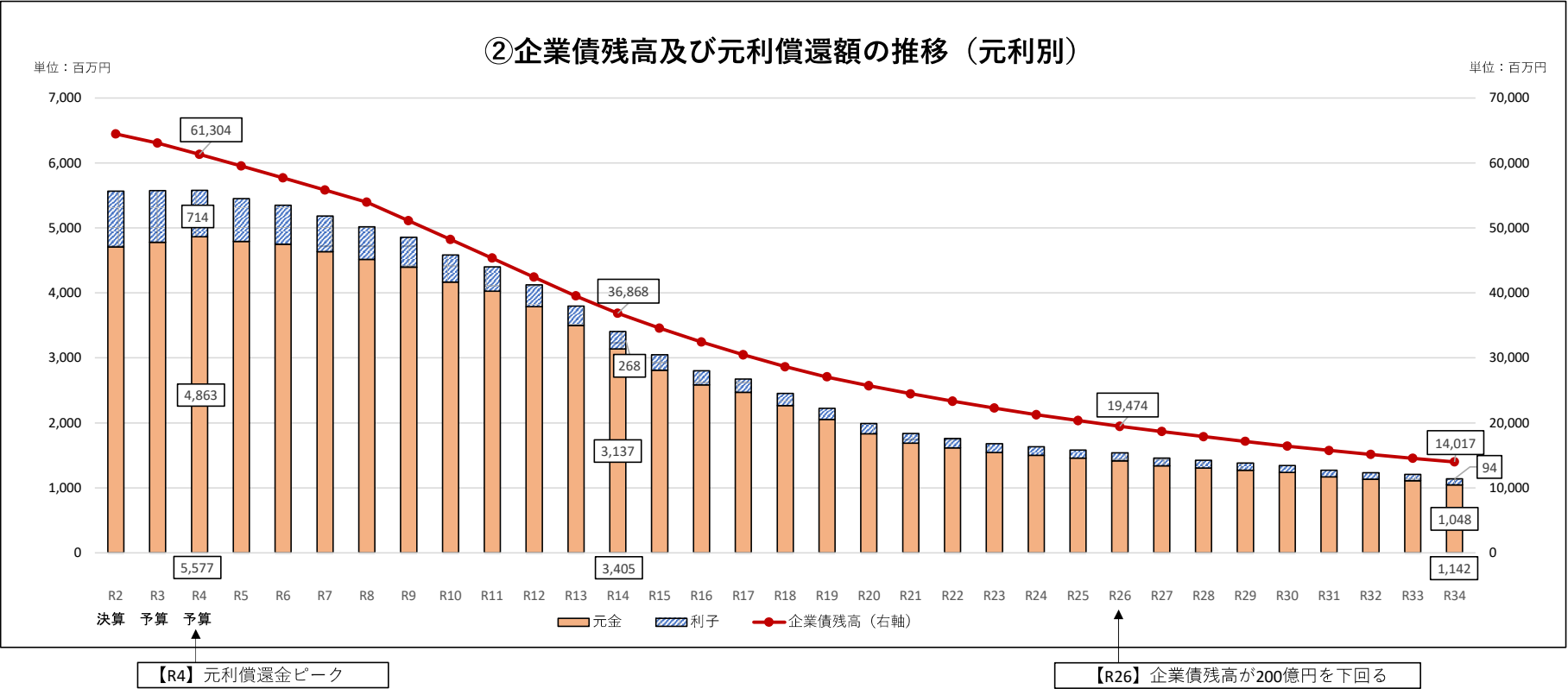
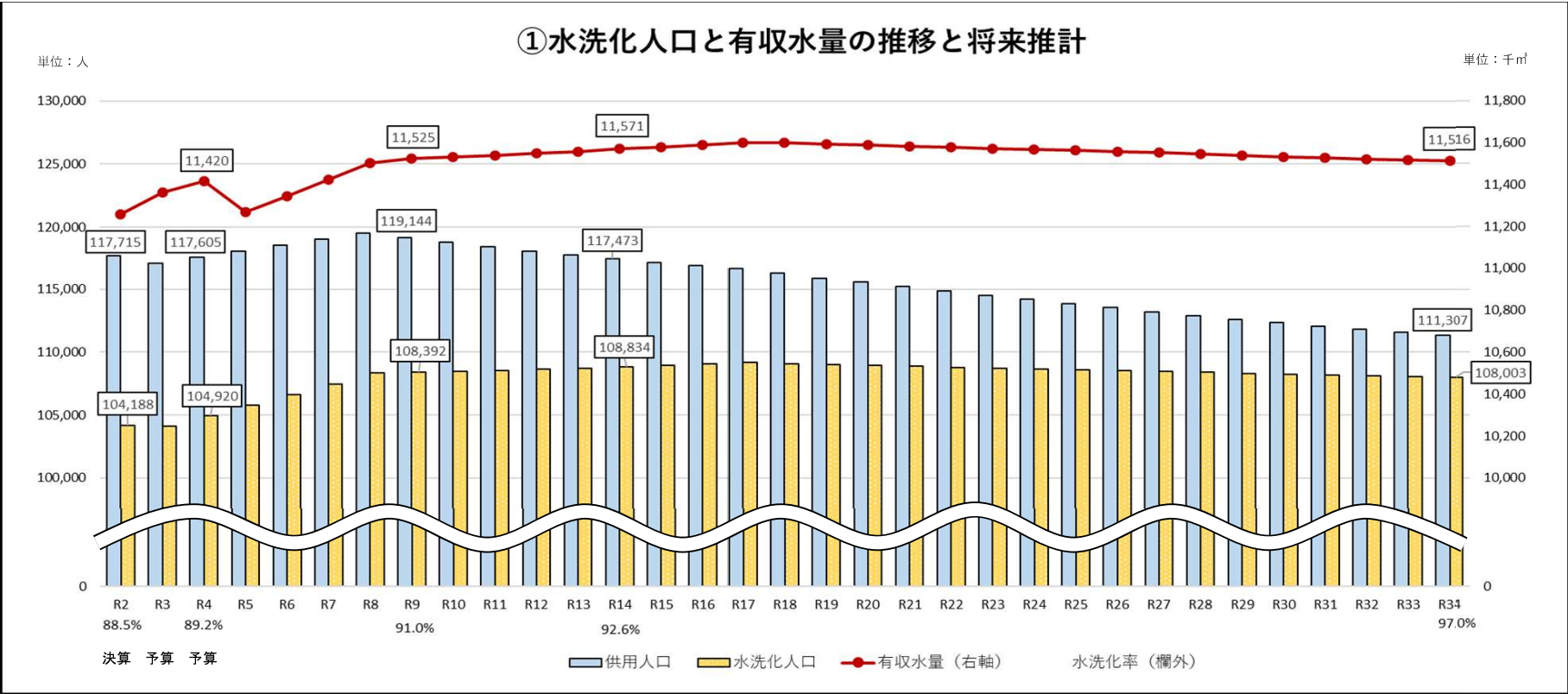
※4 事業の運転資金となる内部留保資金は、下水道使用料を改定しない場合、令和10年度には枯渇する見込みである。

出雲市下水道事業 経営戦略改定時の現状【下水道使用料を改定しない場合】



《補足説明》

- 【下水道使用料】 中長期的には人口減少等の影響を受け、下水道使用料もゆるやかに減少する
- 【純利益】 計画期間中すべての年度において、黒字となる
- 【留保資金残高】 支出は元利償還金が減少するが、収入は繰入金及び資本費平準化借入額が大きく減少し支出の減少を上回るため、下水道使用料を改定しない場合、令和10年度には枯渇する
- 【建設改良費】 公共下水道から合併処理浄化槽設置整備事業への変更を想定し、令和9年度以降は大幅な減少となる
- 【資本費平準化借入額】 借入可能額が徐々に減少し、令和14年度には新規借入がなくなる
- 【一般会計繰入金】 元利償還額の減少に伴い減少していく



《補足説明》

- 【下水道使用料】 資本的収入の大幅な減少により、現行水準のままでは令和10年度には留保資金残高の枯渇が想定されるため、令和6年度から増収させるシミュレーションとしている
- 【純利益】 計画期間中すべての年度において、黒字となる
- 【留保資金残高】 資本費平準化借入額の減少に伴い減少していく
- 【建設改良費】 公共下水道から合併処理浄化槽設置整備事業への変更を想定し、令和9年度以降は大幅な減少となる
- 【資本費平準化借入額】 借入可能額が徐々に減少し、令和14年度には新規借入がなくなる
- 【一般会計繰入金】 元利償還額の減少に伴い減少していく

出雲市上下水道料金等審議会の答申概要について

1. 答申について

(1) 下水道使用料の額

① 従量制について

改定率 **18.0%の引上げ**とすることが適当

従量制（温泉污水）を廃止し、新料金表（消費税抜き）は、表1とすることが適当

表1 (消費税抜き)

区分（1か月につき）	汚水量	使用料（円）
基本料金	8 m ³ までの分	1, 410
超過料金 （1 m ³ につき）	8 m ³ を超え 16 m ³ までの分	169
	16 m ³ を超え 25 m ³ までの分	205
	25 m ³ を超え 50 m ³ までの分	224
	50 m ³ を超え 100 m ³ までの分	247
	100 m ³ を超え 200 m ³ までの分	273
	200 m ³ を超え 500 m ³ までの分	297
	500 m ³ を超える分	325

② 人数制について

改定率 **18.0%の引上げ**とすることが適当

新料金表（消費税抜き）は、表2とすることが適当

表2 (消費税抜き)

区分（1か月につき）	使用料（円）	区分（1か月につき）	使用料（円）
1人世帯	2, 130	5人世帯	7, 180
2人世帯	3, 390	6人世帯	8, 440
3人世帯	4, 650	7人以上の世帯	9, 700
4人世帯	5, 910		

(2) 改定の時期

令和6年（2024）4月1日とすることが適当

(3) 附帯意見

現在の経済状況や改定率に鑑み、市民負担への影響を考慮し**一時的に大幅な負担増とならないよう配慮**をされたい。

また、今後の下水道事業の経営にあたっては、社会情勢や汚水処理量の動向等に応じた、適切な使用料水準及び使用料体系となるよう、使用料算定期間である4年を目安に定期的な検討をされたい。

2. 諮問について

昭和55年度以降に供用開始し、未普及解消の整備が進み改築更新の時代を迎え、更新費用の増加が見込まれる一方で、下水道使用料の大幅な増収は期待できない。さらに、資本費平準化債借入額が年々減少していくため、下水道事業の経営環境は一層厳しいものとなっている。

このような状況の中、令和4年7月15日、市長から出雲市上下水道料金等審議会に対し、『下水道使用料の額』及び『改定の時期』について諮問。

※資本費平準化債：建設改良費の財源として過去に借入をした企業債の返済に対するものとして特別に借入が認められている

3. 出雲市下水道事業の状況

(1)施設状況について

- ・汚水処理人口普及率 公共下水道事業等と浄化槽を合わせ、令和3年度末89.5%
- ・維持管理している施設 処理場53箇所、ポンプ場やマンホールポンプ等679箇所
管路延長 約1,200km、法定耐用年数（50年）を経過していないが、20年以上経過は約60～70%

(2)経営状況について

- ・収益的収支 当面は水洗化人口の増加に伴い使用料収入も増加していくと見込まれるが、長期的には施設の老朽化などによる修繕費の増加が見込まれる。
- ・資本的収支 施設整備から維持更新の事業運営へ移行し、資本費平準化債借入可能額の減少により収入が大きく減少する一方で、支出では、企業債の償還は今しばらく高い水準で推移する。

下水道使用料が現行水準のままでは、令和10年度には内部留保資金の枯渇が想定される状況である。

4. 使用料改定の基本的考え方

(1)使用料算定期間 令和6年度から令和9年度までの4年間

ただし、その先の30年間を見据えた推計を行った。

(2)内部留保資金残高 年度末の内部留保資金残高は、年間の使用料収入の約半分である12億円程度を目標とし、日常的な支払いをするための運転資金として最低3億円を確保する。

(3)資金調達について 現在の経済情勢における市民負担を考慮し、改定率をできる限り抑える一方で、内部留保資金残高を増加させるため、経営が厳しい時期において一時的に他会計から長期借入を行う。

5. 使用料改定

(1)改定率 18.0%引き上げ

(2)使用料体系

①従量制

- ・基本使用料（基本料金） 収入割合は、現行と同じ使用料収入全体の3割を維持する。
- ・従量使用料（超過料金） 現在も、一般家庭の負担度合にも配慮した構成となっていることから、引き続き同様の累進度とする。

②従量制（温泉污水）

合併前の旧斐川町において設けられ、現状、斐川地域の一部の利用者に限定して適用されているため、公平性に鑑み廃止が妥当である。

③人数制

従量制使用料の改定率を一律としたことから、同様の考え方とした。

※人数制：上水道以外に井戸水等を使用し、水道メーターで計測した水道使用量をもとに下水道使用料が算定できない場合に用いる使用料

6. 改定の時期

使用料算定期間を令和6年度から令和9年度までの4年間としたこと及び住民への十分な周知期間を考慮し、令和6年4月1日から適用する。

7. 今後の下水道使用料の検討について

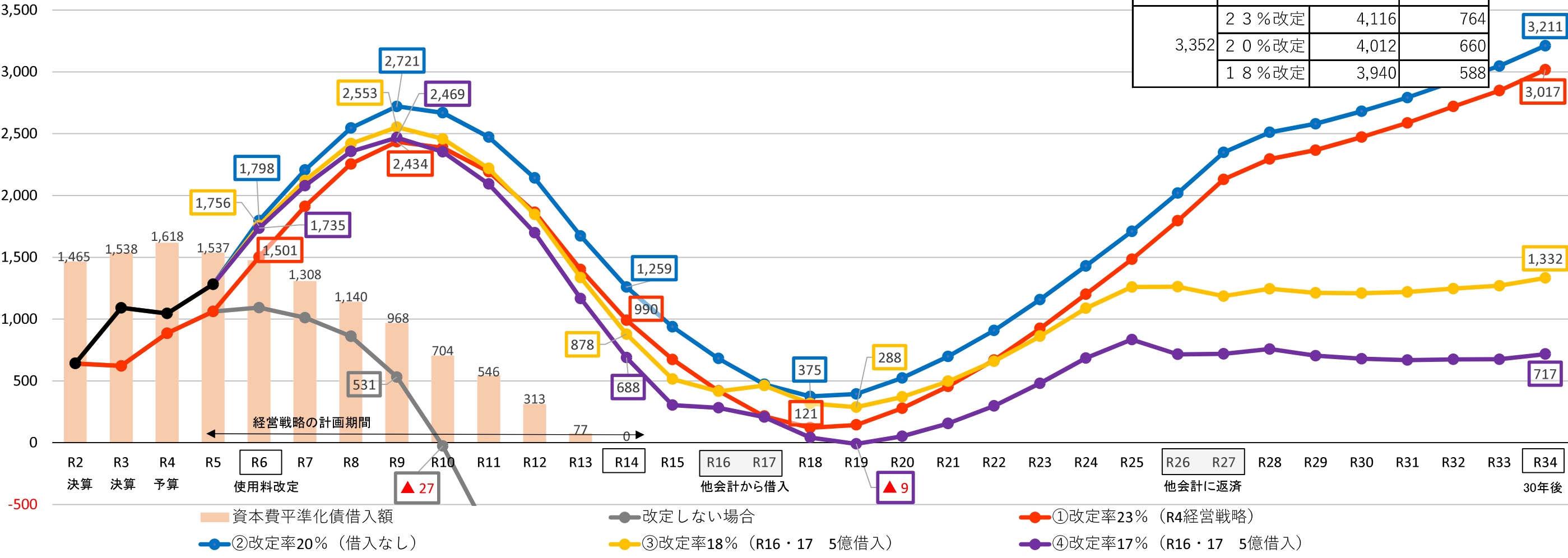
下水道事業を将来にわたって安定的に経営していくために、常に経営状況を分析するとともに、長期的な推計等も行いながら計画的に投資・財政運営を行い、広域連携も含めた更なる経営改革にも取り組む必要がある。

一方、下水道使用料は、市民生活や雇用の場でもある中小企業、小規模事業経営に直結しており、使用料の改定が低所得者を含め市民の暮らしに与える影響は多大である。

こうしたことから、今後の下水道使用料の検討にあたっては、不断の経営分析と経営改革に努めながら、将来にわたってできる限り安価となるよう努められたい。

内部留保資金残高の推移

単位：百万円



単位：百万円

年度	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19	R20	R21	R22	R23	R24	R25	R26	R27	R28	R29	R30	R31	R32	R33	R34
改定しない場合																																	
下水道使用料	2,056	2,065	2,087	2,072	2,085	2,099	2,112	2,116	2,118	2,119	2,121	2,123	2,124	2,126	2,128	2,130	2,130	2,129	2,128	2,127	2,126	2,125	2,124	2,124	2,123	2,122	2,121	2,120	2,119	2,118	2,117	2,116	2,115
純利益	502	209	192	212	122	136	168	183	196	204	213	207	226	240	218	235	253	256	268	271	275	279	286	285	290	291	195	191	193	192	196	195	200
留保資金残高	641	621	885	1,061	1,093	1,012	861	531	▲ 27	▲ 731	▲ 1,569	▲ 2,544	▲ 3,466	▲ 4,295	▲ 5,061	▲ 5,778	▲ 6,384	▲ 6,874	▲ 7,253	▲ 7,588	▲ 7,886	▲ 8,142	▲ 8,378	▲ 8,606	▲ 8,804	▲ 8,982	▲ 9,326	▲ 9,764	▲ 10,171	▲ 10,565	▲ 10,942	▲ 11,323	▲ 11,664
①改定率23%（経営戦略）																																	
下水道使用料	2,056	2,065	2,087	2,072	2,485	2,582	2,598	2,603	2,605	2,607	2,608	2,611	2,613	2,615	2,618	2,620	2,620	2,619	2,617	2,616	2,615	2,614	2,613	2,612	2,611	2,610	2,608	2,607	2,606	2,605	2,604	2,603	2,602
純利益	502	209	192	212	522	619	654	669	684	692	701	695	715	729	708	725	743	746	758	760	764	768	775	773	779	779	683	678	680	679	683	681	686
留保資金残高	641	621	885	1,061	1,501	1,911	2,254	2,434	2,386	2,192	1,865	1,401	990	673	419	215	121	144	277	455	668	924	1,200	1,483	1,796	2,129	2,295	2,367	2,471	2,587	2,720	2,848	3,017
②改定率20%（借入なし）																																	
下水道使用料	2,056	2,058	2,087	2,072	2,503	2,519	2,535	2,540	2,541	2,543	2,545	2,547	2,549	2,552	2,554	2,556	2,556	2,555	2,554	2,552	2,551	2,550	2,549	2,548	2,547	2,546	2,545	2,544	2,542	2,541	2,540	2,539	2,539
純利益	502	548	192	212	539	556	590	606	620	628	638	631	651	665	644	661	679	682	694	696	700	704	711	710	715	716	619	615	617	616	619	618	623
留保資金残高	641	1,091	1,045	1,281	1,798	2,205	2,545	2,721	2,669	2,472	2,141	1,673	1,259	938	681	472	375	394	523	697	907	1,158	1,430	1,710	2,019	2,348	2,511	2,580	2,680	2,792	2,921	3,046	3,211
③改定率18%（5億借入）															2億借入		3億借入								2億返済		3億返済						
下水道使用料	2,056	2,058	2,087	2,072	2,461	2,477	2,493	2,497	2,499	2,501	2,502	2,505	2,507	2,509	2,511	2,514	2,513	2,512	2,511	2,510	2,509	2,508	2,507	2,506	2,505	2,504	2,502	2,501	2,500	2,499	2,498	2,497	2,496
純利益	502	548	192	212	498	514	548	564	578	586	595	589	608	623	601	617	631	634	646	649	653	656	663	662	668	670	577	572	574	573	577	575	581
留保資金残高	641	1,091	1,045	1,281	1,756	2,121	2,419	2,553	2,458	2,219	1,846	1,336	878	515	415	462	317	288	370	496	659	862	1,088	1,259	1,261	1,185	1,245	1,212	1,209	1,219	1,246	1,269	1,332
④改定率17%（5億借入）															3億借入		2億借入								3億返済		2億返済						
下水道使用料	2,056	2,058	2,087	2,072	2,440	2,456	2,472	2,476	2,478	2,479	2,481	2,483	2,486	2,488	2,490	2,492	2,492	2,491	2,490	2,489	2,488	2,487	2,486	2,485	2,484	2,483	2,481	2,480	2,479	2,478	2,477	2,476	2,475
純利益	502	548	192	212	477	493	527	543	556	565	574	568	587	602	580	594	610	613	625	628	632	635	642	641	646	650	556	551	553	552	556	554	559
留保資金残高	641	1,091	1,045	1,281	1,735	2,079	2,356	2,469	2,353	2,093	1,698	1,167	688	304	282	207	41	▲ 9	51	156	297	480	684	834	715	719	757	703	679	668	674	675	717

下水道使用料と水道料金の口径別比較について

1 か月あたりの下水道使用料と水道料金の負担額について、口径別の平均使用水量で比較しました。

(単位 円、税込)

	水道の 口径	調定件数 割合	平均 水量	下水道使用料		水道料金	下水道使用料 + 水道料金	
				現 行	18%改定		現 行	18%改定
①	13mm	72%	15m ³	2,428	2,852	2,438	4,866	5,290
424 円増								
②	20mm	24%	20m ³	3,352	3,940	3,330	6,682	7,270
588 円増								
③	40mm	0.8%	192m ³	44,563	52,440	45,019	89,582	97,459
7,877 円増								
※	小口径 (13~25mm) 基本料金 基本水量 8m ³			1,320	1,551	1,276	2,596	2,827
231 円増								

(各口径の主な使用者)

- ① 口径 13mm アパート
- ② 口径 20mm 最近の戸建住宅
- ③ 口径 40mm 宿泊施設や福祉施設

<参考>

2 か月ごとの下水道使用料と水道料金

(単位 円、税込)

	水道の口径	水 量	現 行	18%改定	差 額	年間差額
①	13mm	15m ³ /月	9,732	10,580	848	5,088
②	20mm	20m ³ /月	13,364	14,540	1,176	7,056
③	40mm	192m ³ /月	179,164	194,918	15,754	94,524
※	13~25mm	8m ³ /月	5,192	5,654	462	2,772

県内 8 市等水道料金・下水道使用料比較

令和 5 年 4 月 1 日時点（見込）

令和 6 年 4 月 1 日時点（見込）

（単位：円、税込）

（単位：円、税込）

事業体	合計		水道料金 〔 口径13～25mm 〕 1か月20㎥		下水道使用料 (1か月20㎥)	
	順位	現行	順位	現行	順位	現行
出雲市	6	6,682	8	3,330	4	3,352
斐川央道水道企業団	9	6,049	9	2,697		
松江市	7	6,677	4	3,597	7	3,080
浜田市	8	6,534	6	3,509	8	3,025
益田市	3	7,986	7	3,476	1	4,510
大田市	2	8,305	1	5,005	5	3,300
安来市	4	7,715	5	3,515	2	4,200
江津市	1	8,551	2	4,807	3	3,744
雲南市	5	7,273	3	3,980	6	3,293



下水道使用料 (1か月20㎥)		合計	
順位	改定後	順位	改定後
3	3,940	6	7,270
		8	6,637
7	3,080	7	6,677
8	3,025	9	6,534
1	4,510	3	7,986
5	3,300	2	8,305
2	4,200	4	7,715
4	3,744	1	8,551
6	3,293	5	7,273

※順位は、金額の高い方からの順です。

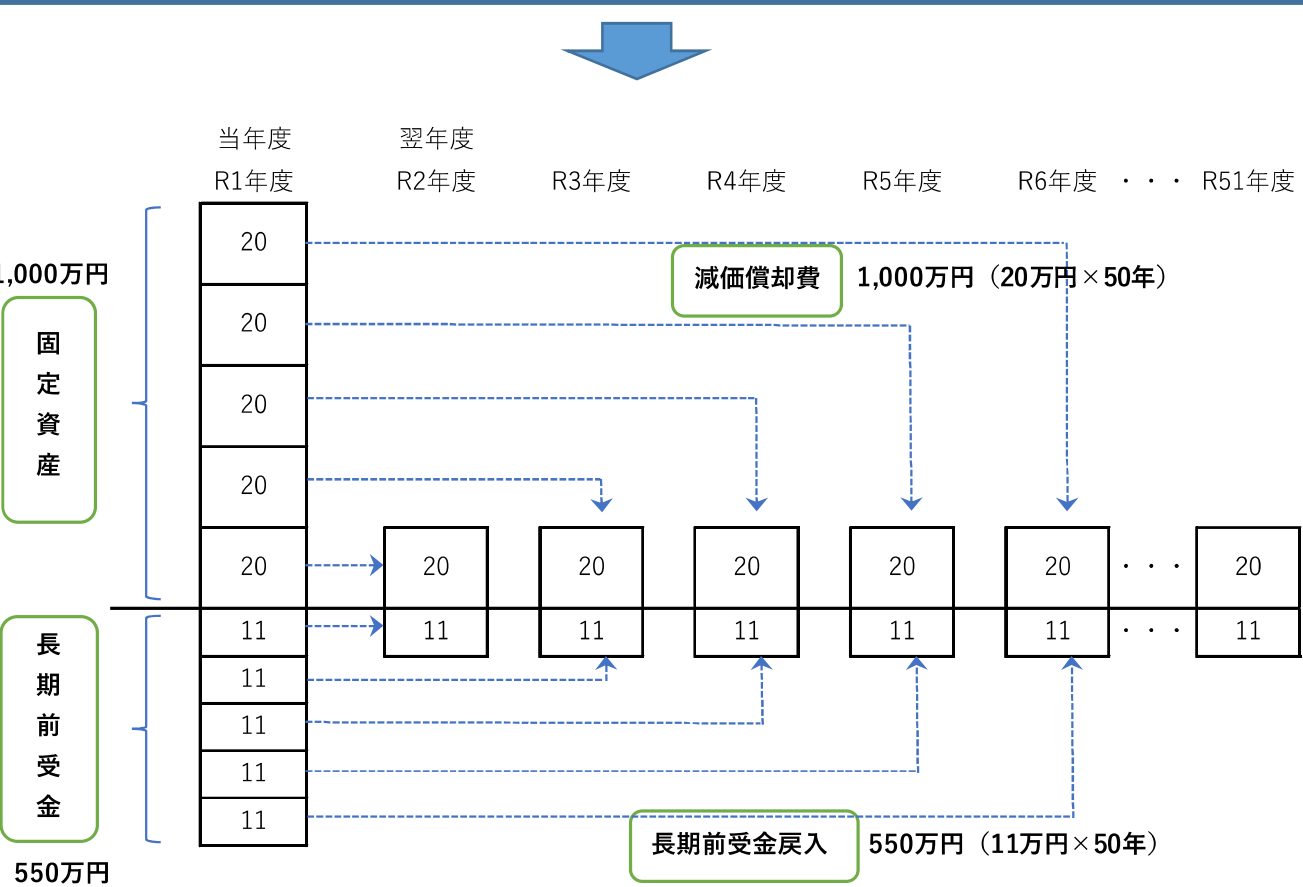
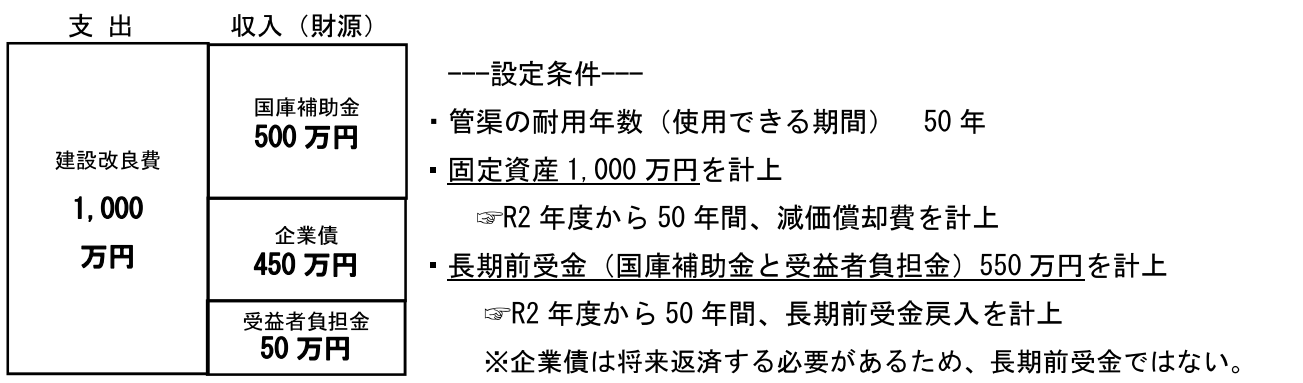
< 県内他市の下水道使用料改定状況 >

* 安来市 2 か年で平均改定率 2 0 % の改定（R3 10%、R4 10%）

* 雲南市 2 か年で平均改定率 2 0 % の改定（R4 10%、R5 10%）

減価償却費と長期前受金戻入について

【算出例】令和1年度に下水道管渠の建設工事1,000万円を実施した場合



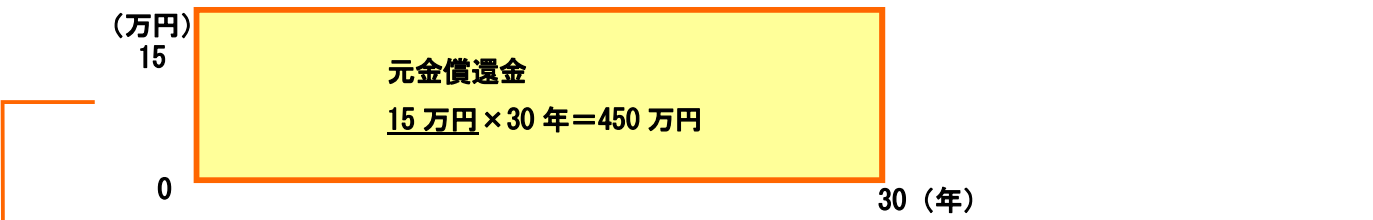
減価償却費、長期前受金戻入は、実際の現金の出入りを伴わない項目

「長期前受金戻入」と「減価償却費」をそれぞれ「収益」と「費用」に計上するため、結果として、
R2～R51 の各年度に差引 9 万円（減価償却費 20 万円－長期前受金戻入 11 万円）が内部留保される。

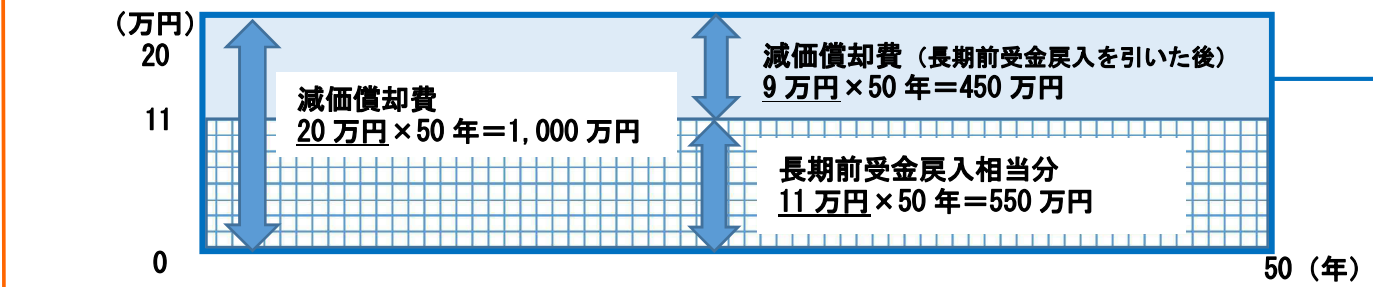
資本費平準化債について

『企業債（下水道事業債）の償還期間（30 年）』と『建設改良で取得した資産の減価償却期間（50 年）』に差が生じることにより、世代間の利用者負担に偏りが生じるため、その偏りを解消するための企業債です。

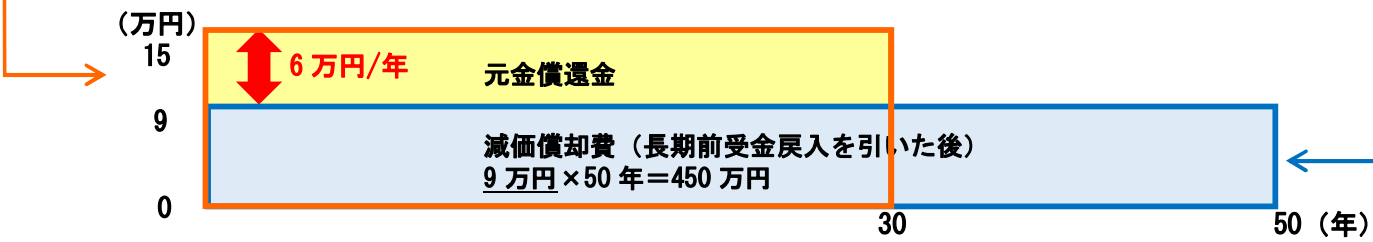
- (1)企業債（下水道事業債） 450 万円（償還期間 30 年）
建設改良費の財源として借入をした企業債 → 元金を毎年 15 万円ずつ、30 年で償還する。



- (2)減価償却費 1,000 万円（減価償却期間 50 年）
管渠の耐用年数は 50 年 → 減価償却費を毎年 20 万円ずつ、50 年間費用に計上する。



- (3)元金償還金と減価償却費（長期前受金戻入を引いた後）の差額
管渠の耐用年数の方が元金の償還期間よりも長いため、(1)元金償還額【15 万円/年】と、(2)減価償却費（長期前受金戻入を引いた後）【9 万円/年】に 6 万円/年 の差 が生じる。



- (4)資本費平準化債借入可能額
(3)の差額 6 万円/年 について、資本費平準化債として借入をすることができる。これにより、元金償還金の一部を後年度に繰り延べ、世代間の利用者負担の公平を図る。

